

## 南アルプス市地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、市長の附属機関として南アルプス市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を山梨県南アルプス市小笠原376番地 南アルプス市役所内に置く。

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委託)

第4条 交通会議は、前条に規定する業務について、委託することができる。

(交通会議の構成員)

第5条 交通会議の委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する市職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその団体
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はその団体
- (4) 道路管理者
- (5) 南アルプス警察署長又はその指名する者
- (6) 住民の代表
- (7) 識見を有する者
- (8) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了し又は辞任により退任しても後任の役員が就任するまでの期間は、なおその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第7条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(会長、副会長の選任及び職務)

第8条 会長は、委員の互選により選出する。

2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、委員の内から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(職務委任)

第9条 会長は、その権限に属する一部の職務を副会長に委任することができる。

(監事及び出納監査)

第10条 交通会議に監事2名を置く。

2 監事の内、1名は委員の中から選任し、1名は南アルプス市会計管理者とする。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第11条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決定する。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ又は会議へ出席を依頼し助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第12条 会議は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 道路運送法第15条の3第3項の規定に基づき、国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更

(2) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

(3) 事前に会議において書面による決議の了承を受けている事項

(4) 非常事態等、会員が一同に参集できない場合

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次の会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第13条 交通会議で協議が調った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第14条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 15 条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、南アルプス市市民部市民活動支援課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第 16 条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 17 条 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、交通会議の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 18 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この交通会議の設立年度の会計年度については、第 17 条の規定に関らず、この規約の施行の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

## 南アルプス市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、南アルプス市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第 17 条の規定に基づき、南アルプス市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第 2 条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 南アルプス市地域公共交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。
  - 3 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。
  - 4 会長は、第 2 項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに南アルプス市長に送付しなければならない。

(予算書の補正)

- 第 3 条 会長は、会計年度の途中において既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。
  - 3 特に緊急を要するため交通会議を開催する暇がないことが明らかであると認められるときは、会長は補正予算について専決することができる。なお、この処置を行った場合は、次の交通会議に報告し承認を得なければならない。

(予算区分)

- 第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。
  - 3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

- 第 5 条 交通会議の出納は、会長が行う。ただし、急を要するなど、会長が必要と認める場合は、規約第 9 条に基づき副会長に委任することができる。
- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

- 第 6 条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。
- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて交通会議の出納、その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

- 第 7 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続き並びに歳出予算の流用及び予備費の充用は、南アルプス市財務規則を準用する。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の交通会議に報告しなければならない。

- 3 交通会議の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。  
(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算書を作成し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 10 条の規定による監査を受け、その結果を添えなければならない。

- 3 会長は、第 1 項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに南アルプス市長に送付しなければならない。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、交通会議が設けられた年度の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」に読み替えるものとする。

#### 別表第 1 (第 4 条関係)

##### 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

#### 別表第 2 (第 4 条関係)

##### 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 南アルプス市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南アルプス市地域公共交通会議規約第15条の規定に基づき、南アルプス市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、南アルプス市市民部市民活動支援課長をもって充てる。

3 事務局員は、南アルプス市市民部市民活動支援課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、南アルプス市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、南アルプス市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
南アルプス市地域公共交通会議会長の印	南アルプス市地域公共交通会議会長の印	てん書体	方24mm	会長名をもって発する文書	1個	事務局長